

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

二館の図書館を

タワーマンション146m²の概略図に市民館・図書館が「業務等」として入っている。

意見1 業務等とはどういう意味か？公共図書館及び市民館は、図書館法、公民館法にもとづいた教育機関である。

市教育委員会からどういう建設コンセプトが提示されたのか。

意見2 例、図書館の場合図書館法に基づいて設置されるべきものである。市側からどういう構想が提示されたのか？

意見3 図書館はこのビルの中の住人と近隣住民とが利用することを考えれば、図書館は1Fに設置すべきだ。

意見4 図書館及び市民館も現行と同等の面積を想定しているとのこと。川崎市の各区の図書館の面積は概ね小さい。住居の開発を前提にしているのなら、住民は増えるし、駅という利便性から考えて利用増は容易に想定できる。

現行同等の面積では少ないと思われる。100年とは言わないが、50年後の資料増に対応し、公開室の他、当然保存の為に書庫部分が想定しているが、保存書庫を備える場合の地震対策、書庫の重量を保つ設計の工夫が必要だ。

意見5 上記のことを考慮するなら、当然、現行の宮前図書館も、区全体の位置づけからすると、宮前の中央という点で現行図書館も必要である。鷺沼にできる図書館は他図書館にない機能を想定しても良い。鷺沼地区のきのう、今日、明日を市民がつくりあげていける資料の収集・提供・保存などが必要になる。

意見6 図書館は公開書架部分の他、閲覧室、交流室(集会室 地域生活のことを交流しとりまとめたり、読み聞かせのボランティアと職員の交流室や 住民同士の読書会などもできるようにグループ室を備えて欲しい。)

意見7 図書館の部分を含めた基本設計は、市民からの意見も加味されるよう十分な時間を設定して基本計画がつくられるべきである。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日（木）まで（当日消印有効）